

街路樹に関する取組みについて

1. 街路樹剪定講習会の実施報告について

(1) 実施概要

日 時：平成 30 年 11 月 27 日（火）午後 13 時 30 分～14 時 30 分

実施場所：恵み野環状通（道道島松千歳線交差点部）

配布資料：街路樹剪定ハンドブック【抜粋版】（日本造園建設業協会）

内 容：街路樹における建築限界、街路樹の高さ、枝張りの決め方
イチョウ剪定における技術者による意見交換

参加人数：市 20 名、業者 11 名

街路樹剪定ハンドブックを用いて、イチョウの望ましい樹高と・枝張り比（目安）を算出し剪定している事例について説明を受けた。



②建築限界
道路構造令において、道路上で車両や歩行者の交通安全を確保するために、ある一定の高さの範囲内には障害となるような物を置いてはならないという建築限界を定めている。具体的には、車道側は設計車両の高さの上限である3.8 mに余裕高を加えて4.5 m、歩道側は人の高さに余裕高を加えた2.5 mに設定されている。なお、道路構造令の一部改定（平成15年7月施行）に伴い、一定の規模以下の自動車のみが走行可能な乗用車専用道路（小型道路）が導入された。乗用車専用道路では設計車両の高さが2.8mとなり、建築限界は3mに設定されている。

その結果、街路樹の樹形は道路側の下枝高4.5 m以上と歩道側の下枝高2.5 m以上となり、これを守れば図1-1のような、樹形となる。

街路樹剪定の技術は、このような条件を前提とし、これを庭木と同様に、左右の枝張りが異なっても全体的にバランスの取れた樹形に整える技術が求められる。

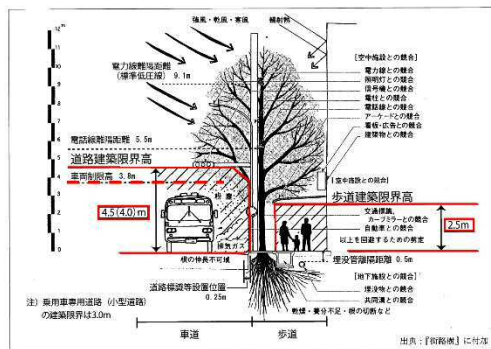


図 1-1 街路樹と占用物件、建築限界

なお、新たに管理目標樹形を検討するには、あらかじめ、対象とする既存の街路樹の中から一本の標準的な樹木によるケーススタディを行うことで、より具体的なイメージを確認することが出来る。図 2-22 は、一般的な歩道幅員の路線を例に、樹種に応じた望ましい樹高・枝張り比を示したものである。

管理目標とする最大樹高の目安は、下図に示すように樹種の特性による望ましい樹高・枝張り比を考慮し、伸長可能な枝張り比から左記の計算式により求めることができる。

また、図 2-23 は樹形の異なるイチョウとケヤキの樹高・枝張り比の事例を写真と図で表したものである。

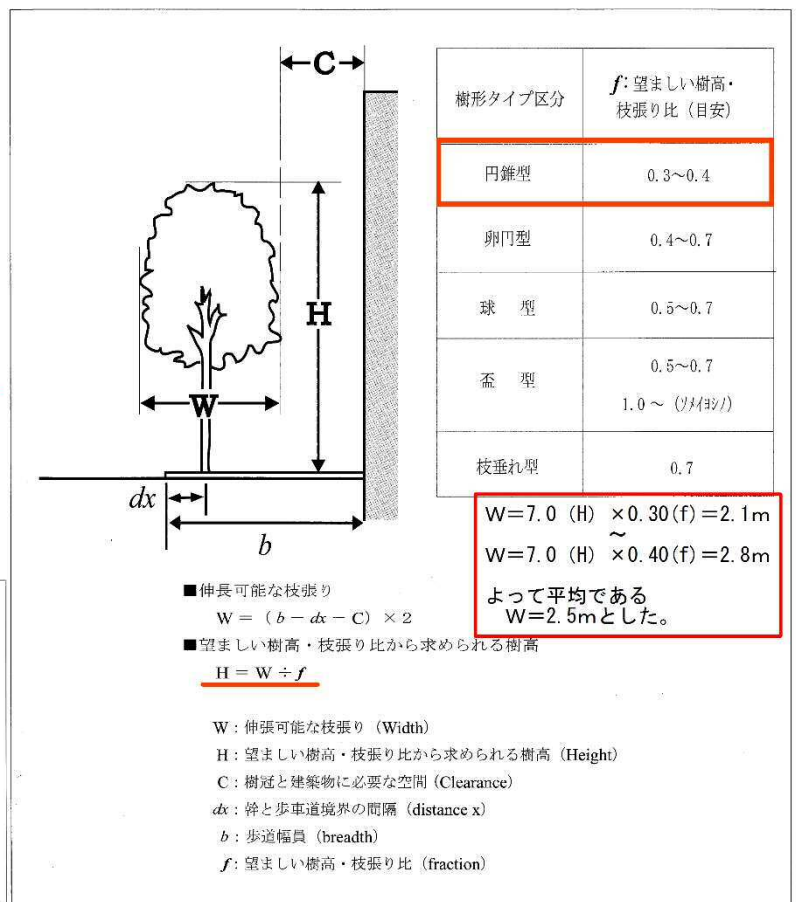


図 2-22 樹形タイプにおける望ましい樹高・枝張り比 (W/H)

(2) 写真

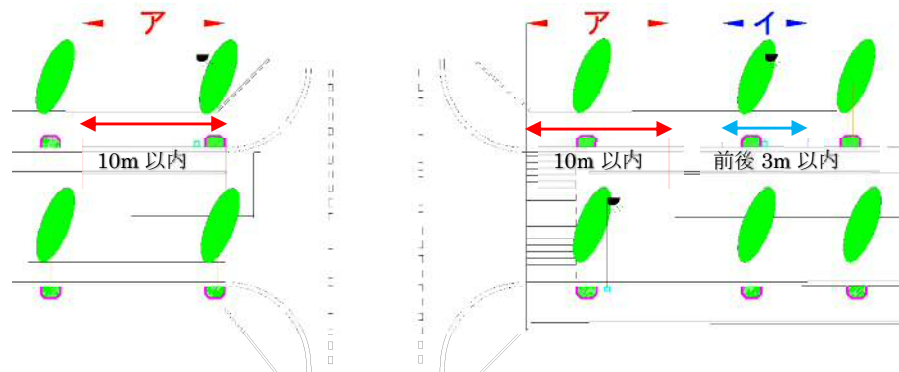


2.安全管理について

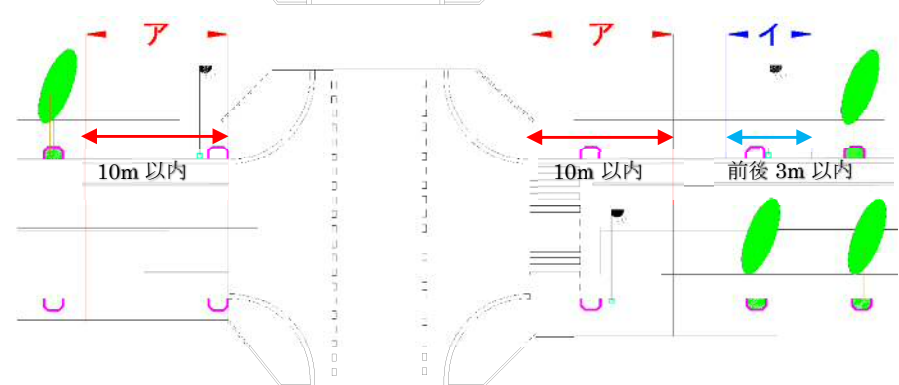
(1) 実施概要

歩道等の縁石巻込み部から 10m 以内、道路付属物前後 3m 以内の街路樹は除伐する。

現況



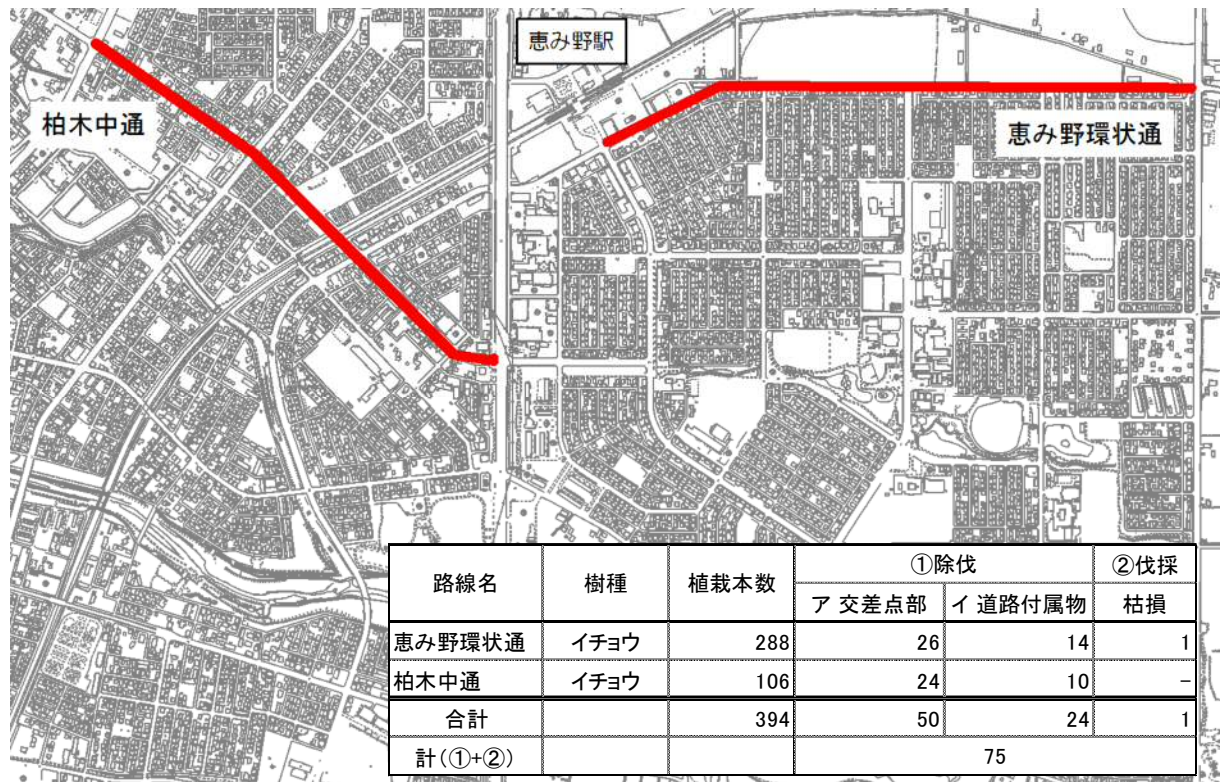
実施後



(2) 位置図

作業実施路線：恵み野環状通（恵み野駅前～道道島松千歳線）

柏木中通（国道 36 号線～道道江別恵庭線）



(3) 写真 (現況、実施後)

現況



実施後

